

宇治市政だより広告取扱要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、宇治市政だよりに掲載する広告の掲載に関する事項のうち、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に定めのない事項について定めるものとする。

(広告取扱業者の募集)

第 2 条 広告の掲載に関する事務を行う業者（以下「広告取扱業者」という）は、市広報媒体（市ホームページなど）により募集するものとし、競争見積その他これに類する方法により決定するものとする。

(広告の募集)

第 3 条 広告の募集は、広告取扱業者によるほか、市広報媒体（市ホームページなど）に募集記事を掲載することにより行うものとする。

(広告の規格及び掲載数、掲載位置、掲載期間)

第 4 条 広告の規格及び掲載数、掲載位置、掲載期間については、別に定めるものとする。

(広告掲載の承認申請)

第 5 条 広告取扱業者は、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に従い、広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という）から、宇治市政だより広告掲載承認申請書（様式第 1 号）及び掲載しようとする広告の完全データとそのプリントアウト（以下、「広告原稿」という）を、市が指定する期日までに提出し、市の審査を受けなければならない。

2 掲載しようとする広告原稿は、原則として広告主の負担で作成するものとする。

(広告掲載の承認及び通知)

第 6 条 前条における審査の結果については、宇治市政だより広告掲載審査結果通知書（様式第 2 号）により、広告取扱業者を通じて申請者（広告主）に通知するものとする。

(補則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この要項は、平成 24 年 12 月 18 日から施行する。

附則

この要項は、平成25年8月12日から施行する。

附則

この要項は、平成26年5月2日から施行する。

附則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要項は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

宇治市政だより広告掲載承認申請書

年 月 日

宇治市長宛て

宇治市政だよりへの広告掲載を希望しますので、「宇治市広告掲載要項」「宇治市広告掲載基準」「宇治市政だより広告取扱要項」を確認の上、広告原稿及び会社案内（パンフレット等）を添付して申請します。

掲載した広告により収集した個人情報については、取り扱いに十分留意するとともに、広告に掲載した内容の利用目的以外の用途には使用しません。

所在地	
名称 (名称・商号)	
代表者名 (役職名・氏名)	(ふりがな) Ⓜ
担当者名	(ふりがな) (連絡先)電話：FAX： Eメール：
掲載号	年 月 日号～ 年 月 日号の指定する号
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 宇治市広告掲載基準第3条の各号に定める規制業種又は事業者でないこと 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと 宇治市に対して市税を滞納していないこと（宇治市に納税義務がある場合） 宇治市屋外広告物条例に違反していないこと
同意事項 (□にチェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 宇治市が宇治市税の納付状況の調査を行うこと及び広告掲載可否に関連する情報について、宇治市が広告取扱業者に情報提供することに同意します <input type="checkbox"/> 市税の未納が確認された場合、広告取扱業者を通じて連絡することに同意します

※上記所在地が本店でない場合や個人事業者である場合は、記載してください

本店でない場合	法人登録社名	
	法人登録所在地	
個人事業者である場合	事業主の住民登録がある所在地	
	事業主の生年月日	年月日

(留意事項)

2回目以降となる掲載についても、広告内容の変更の有無に関わらず、その都度申請が必要です。

(様式第 2 号)

年 月 日

様

宇治市長

宇治市政だより広告掲載審査結果通知書

年 月 日付で申請のありました宇治市政だよりへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 掲載号

以上